

用具検査の手引き

1. 制度概要

(1) 競技前検査

競技開始前に、すべての選手の競技会で使用される銃や用具はそれが ISSF ルールに合致している事を確認するために用具検査係によって検査されなければならない。各選手は、競技会での使用前に、公式の検査と承認を得るために、銃と用具を持参する責任を負う。

用具検査を不合格となった場合、恒久的な改変を施すことで再検査を受ける事が出来る。

用具検査後に改変を加えることは禁止される。改変を加えた場合は、再び検査を受ける必要がある。

検査を受ける選手は、実際に射撃をする際の服装で、氏名・所属・銃番号などの必要事項を自ら記入した銃器・用具検査用紙と検査にかかるものを持参して、用具検査室に赴かなければならない。

(2) フォローアップ検査

大会役員によって指名選出された選手は、射撃終了直後に改めて検査を受けなければならない。

この検査において、いずれかの服装が 2 回目(ピストルの引き金検査は 3 回目)の検査でも合格しなかった場合、その選手は失格となる。

2. 競技前検査

(1) 対象者

全ての参加者を対象とする。

DP 競技では銃器・用具検査用紙を使用しない。

(2) 検査を受けるタイミング

参加種目の射群が開始するまで。

DP 競技では本人確認と同時に行う。

(3) 検査場所

用具検査室(能勢射場の場合、通常 1 階第 2・第 3 会議室)。

DP 競技については DP 会場において行う。

(4) 持参するもの

・銃器・用具検査用紙(選手記入欄を記入したもの)

・標的検査用紙(選手記入欄を記入したもの)

・所持許可証

(DP 競技においては、学生証などの顔写真入りの身分証でも良い)

・日ラ会員証

・射手手帳

・火薬類譲受許可証

- ・銃器本体(バットプレートを含む)
- ・射撃ジャケット
- ・射撃ズボン・ベルト・サスペンダー(前合わせのため)
- ・標的(記入済みのもの)
- ・[DP]シューズ
- ・[DP]目かくし板

(5) 検査項目

- ・バットプレート(深さ)
- ・銃番号・認定シールの確認
- ・ジャケットの前合わせ
- ・ジャケットの腕伸ばし
- ・[ピストル]大きさ(基準箱)
- ・[ピストル]引き金の重さ
- ・標的(試射線、射群・射座、射撃姿勢・順序)
- ・[DP]シューズの確認
- ・[DP]目かくし板

(6) 注意事項

・SBのバットプレートについては、三姿勢競技に出場する者は**Kの状態**で持ってくること。伏射競技にしか出場しない者は、**Pの状態**で持ってくること。伏射競技の用具検査のみを先に受け、別途三姿勢競技の用具検査を後から受ける場合はこの限りでない。

・前合わせをはかる際には、射撃ズボンを着用した状態で行う。ベルト・サスペンダーを使用する者はこれらを持参してもよい。伏射競技にしか出場しない者は、射撃ズボンを着用する必要はない。

・標的の検査については、記入済みの標的と標的検査用紙を標的検査係に提出する。

合格した標的は、本射標的 1 枚目に印(SRAJ)を押し、標的検査用紙と共に返却する。

不合格の場合、標的の修正と修正箇所の標的検査への記入をした上で標的検査係に再提出するよう求める。

標的検査用紙は競技時に射場役員が回収するので、用具検査用紙とともに射座後方の分かりやすい位置に置いておくこと。

提出・受取については本人以外の代理の者が行ってもよい。

2. フォローアップ検査の検査項目

(1) 対象者

AR 競技・SB 競技・AP 競技の参加者を対象とする。

DP 競技においては、持ち込みの銃器を使用する場合に限り、引き金のチェックを行う。

それぞれの射群で中間時点での上位 10 名を指名選出する。

同一種目について、その競技会における回転数が

2～4 回転の場合：上位 8 名

5 回転以上の場合：上位 6 名

をそれぞれ指名選出する。

(2) 検査を受けるタイミング

射撃終了直後に行う。ただし、射群終了間際の場合、射座からの立ち退きを優先させる。

(3) 検査場所

射場役員によって指示された場所

(能勢射場においては、2 階選手控え室)

(4) 持参するもの

基本的に、射撃に用いるために射座に持ち込んだものすべてを持参すればよい。

- ・フォローアップ検査用紙(射場役員により配布される)
- ・銃器(アクセサリ類を含む一式)
- ・射撃ジャケット
- ・射撃ズボン
- ・射撃シューズ
- ・グローブ
- ・スリング
- ・ニーリングロール
- ・ベルト、サスペンダー
- ・ヒールパッド
- ・目かくし板(サイドブラインダー、フロントブラインダー含む)

(5) 検査項目

- ・銃器重量
- ・バットプレート(深さ)…三姿勢の場合、そのままの状態計測
- ・フロントサイト(AR)
- ・[ピストル]大きさ(基準箱)
- ・[ピストル]引き金の重さ
- ・射撃ジャケットの厚さ(※)

- 射撃ジャケットの固さ
- 射撃ジャケットの前合わせ(※)
- 射撃ジャケットの腕伸ばし(※)
- 射撃ジャケットのサイドパネル(※)…当面の間は指摘しない
- 射撃ズボンの厚さ(※)
- 射撃ズボンの固さ
- ベルトループ(数、幅、間隔)(※)
- 射撃シューズの柔軟性
- 射撃シューズの外周(5mm 幅)(※)
- ニーリングロール(※)
- ヒールパッド(大きさ、厚さ)(※)
- ベルト、サスペンダー(幅・厚さ)(※)
- スリング(幅)(※)
- グローブ(厚さ)(※)
- 目かくし板、サイドブラインダー(大きさ)
- 身体チェック(インナーの確認、四肢のテーピング確認)

(6) 検査の完了と効果

検査が終了したら、検査時刻とジュリーの署名を記入して、検査用紙は選手に返却する。

選手はフォローアップ検査用紙を保管し、ファイナルに進出した場合はこの用紙を提出する。

(※フォローアップ検査対象者に選ばれなかった者がファイナルに進出した場合、ファイナル用具検査を行い、フォローアップと同じように検査用紙を発行する)

このフォローアップ検査用紙は、検査の省略にも必要になるので、会場に持参することを選手には推奨する。

フォローアップ検査に合格できなかった場合、省略された検査であっても、その種目に限り失格(DSQ)とする。ある種目で失格となった場合、さらに別の種目でフォローアップ検査を受ける際には検査は省略されず、完全検査とする。

Ex)

3×40 でフォローアップ(完全検査)合格

→P60 でフォローアップ(省略検査)不合格、P60 失格(3×40 には影響しない)

→S60 でフォローアップ(完全検査)合格(P60 には影響しない)

(7) 検査の省略

同じ競技会中で選手が再度フォローアップ検査の対象となった場合、上記検査項目のうち(※)がついた、先のフォローアップ検査で検査した項目については検査を省略する。選手には、既に受けたフォローアップ検査用紙の提示を求める。提示出来ない場合は省略しない。直前のフォローアップ検査で不合格となった場合も省略しない。

4. 注意事項

- ・銃器は用具検査室でガンケースから取り出す事が出来る。用具検査室で銃器を取りだす場合も、銃口他の取り扱いには最大限注意を払う必要がある。銃口は用具検査係に指示された方向と上にもみ向けることが認められる。
- ・銃器を射座から持ち出す場合は、銃口を上に向けなければならない。
- ・競技前検査中、銃器はシリンダーが外され、銃口カバー・セーフティフラッグが装着されていなければならない。フロントサイトの確認や、ピストルの引き金チェックなどで用具検査係の指示がある場合はこの限りではない。セーフティフラッグについては、用具検査室で銃器を取りだしてすみやかに装着するのでも良い。
- ・フォローアップ検査中、銃器は安全な状態でなければならない。銃口カバー・セーフティフラッグは装着される。ボルト・シリンダーの取り外しは認められない。ただし、射群終了を待ってからフォローアップ検査を行う場合は、射群終了時にボルト・シリンダーの取り外し(及び残気出し)を行う事は認められる。
- ・銃器・用具検査用紙には学連数字を用い、種目名・大会名はパンフレットの記載を参考に、正確に記入しなければならない。銃器・用具検査用紙は種目ごとに射手が自ら用意しなければならない。
- ・検査が終了した場合、選手はジュリーのサインを銃器・用具検査用紙にもらう必要がある。
- ・すべてのファイナル進出者は、フォローアップ検査を受けていなければならない。フォローアップ検査対象者以外がファイナルに進出した場合、フォローアップ検査と同じ内容のファイナル検査をファイナルの出頭時刻までに受けなければならない。

5. 服装・用具類の新規格について

(1) 射撃ジャケット

・サイドパネルの水平方向の縫い目

立射姿勢をとった時の左ひじの先の高さ(エルボーライン)を基準に、ジャケット左側面の上 70mm、下 20mm をシームフリーゾーンとして、縫い目を配置してはならない。

「水平方向」の要素については今後の経過をみて決定する。

当面の間、検査対象外とする。

・射手はジャケットをきてボタンを留めた状態で両腕を完全に伸ばせ(袖をまっすぐにする)なければならない。

当面の間、自然状態でまっすぐになることまでは要求しない。

(2) 射撃ズボン

・臀部の補強不可

当面の間、現状ついている補強を外しただけでも認める。

ただし、粘着性のもが残る場合は取り除かなければならない。

取り除ききれない場合は、薄い布などをかませ、粘着性が不当な有利に働かないことをしめせば使用が認められる。

・ベルトループ

規定通り検査を行う。

・ウェストバンド

現行モデルではベルトループの折り返し部分が多くの場合基準を満たさないため、当面の間検査対象外とする。

(3) 射撃ブーツ

・柔軟性

当面の間、切れ込みをいれて柔軟性を確保したものでよい。

・靴底の素材

「同一の素材でなければならない」の意味については今後の経過をみて決定する。

当面の間、検査対象外とする。

・靴底の外形

靴の形に沿ったものでなければならず、5mm 以上張り出してはならない。つま先を平らにすることはできない。

靴の形自体が平らになっている場合、その部分が平らな形状になっていても良いものとする。